

歯科診療に係る医療安全・感染対策のご案内

当院は、患者さんに安心して治療を受けていただくため、口腔外バキュームの設置や器具の交換などを通じて、院内感染に対する配慮をはじめ、医療安全に関する指針の整備を行っております。

当院は、以下の施設基準に適合しているため、厚生労働省地方厚生局に届出を行っている病院です。

○歯科初診料の注1に規定する基準

○歯科外来診療感染対策加算1

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備をしています。

- ・口腔内で使用する歯科医療機器について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処置を徹底する等の十分な院内感染防止対策をしています。
- ・歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修を受けた常勤医師が配置されています。

○歯科外来診療医療安全対策加算1

歯科診療の特性を踏まえ、より安全で安心できる歯科医療環境を整備しています。

- ・自動体外式除細動器（A E D）を保有しています。
- ・酸素、パルスオキシメーター、血圧計、救急用人工蘇生セットなどを備えています。
- ・緊急時には、院内の医科診療科との連携体制が確保されています。
- ・歯科外来診療の医療安全管理に係る研修を受けた常勤医師が配置されています。

○クラウン・ブリッジの維持管理

・当院は、冠・ブリッジに対し、2年間のクラウン・ブリッジ維持管理料を採用しています。これは、装着した冠やブリッジを少しでも長く、快適に使えるよう適切な管理を行うものです。

